

# 東京憲章

## Reconnecting With Your Culture

### 教育・文化・文化遺産と子供たち



UNESCO Chair  
Forum University  
and Heritage



UNIVERSITAT  
POLITECNICA  
DE VALÈNCIA



2021年7月31日



Reconnecting with your culture

# 東京憲章

## Reconnecting With Your Culture

### 教育・文化・文化遺産と子供たち

#### 序文

日常生活の複雑さ、新型コロナ・ウイルスとパンデミック、人種差別、深刻な経済格差——これら現代社会の様々な様相が、今こそ個々の人間、人々および創造性を世界と私たちの生の中核に据える時であることを裏付けています。それに加え、いずれの国においても見られる文化と教育の脆弱さは、この「新たに中核を占めるもの」の果たす役割が絶え間なく発展する世界、未来の世の中において文化の果たしうる、また果たすべき役割と一致するものでなくてはならないことを明らかに示しています。実際、「文化」というコンセプトを抜きにして、今こうして生きている私たちにとりとても大切な「(何かを皆で) 共有する」「(ある活動に) 皆で参加をシコラボレーションする」ことについて指針を立て実践の仕方を考えるのはそう容易なことではありません。

洋の東西を問わず世界の様々な地域におけるこのような現実および今必要とされているものとは何かを分析することにより、次のことが明らかになりました。新たなヒューマニズムの担い手は、この「文化」というコンセプトを常に念頭におき数年先、数十年先も必要とされるような革新的なプランを構想し、その手順を考え指針を立てる必要があるということです。

これは早急に着手すべき問題です。活動が成就し着実に成果を得られるよう、子供や若者達を対象に活動を展開する必要があります。そうすることにより、私たちの活動がしっかりと根をおろし、数年後には素晴らしい成果をもたらしてくれることでしょう。また、より良い世界の実現を目指し構想された教育課程やプログラム、カリキュラム、ポリシーが着実に実行されるようになるでしょう。

2020年7月20日、RECONNECTING WITH YOUR CULTURE (以下RWYC) により国際的な教育プログラムと教育方針が制定され、ユネスコ大学 (スペイン) と国際研究センター EdA (Esempi di Architettura、イタリア) の推奨を受け世界各地で活動が展開されています。

本教育方針とこれに基づく教育プログラムは5～17歳の児童および若者たちを対象とし、世界中の小中学校で実践が可能なように構想が練られています。教師および保護者の助けを借りつつ子供たちは自分が住む地域・コミュニティの文化や文化遺産探索の旅に出かけ、その体験を芸術・文化・歴史等様々な観点から絵に描くなど自分の好きなやり方で記録します。本教育方針と教育プログラムは、活動の実践において関わるであろう多種多様な分野・科目の専門家、学校の教師および学生等、教育の当事者同士の交流を促すこと、議論や対話のきっかけを作ることを目標に掲げています。

その地域、そのコミュニティに合ったアプローチの仕方や手法を生み出すこと、それらを分析し評価することもまた、情報やアイデア・体験・活動成果の共有を容易にするコミュニケーション・ネットワークを構築するものとして本教育プログラムを実行するにあたり常に念頭におくべきことです。



Reconnecting with your culture

RWYCが掲げる教育方針と教育プログラムは、国連アジェンダ2030が掲げる17の目標の第四項「質の高い教育」を基盤にしたものです。学校・教育委員会・美術館や博物館、アーカイブ機関、文化遺産保存・保護協会、文化団体と密に連携しながら教育活動を実施してまいります。また、地方自治体に対し、今後は文化一般——特に文化遺産——をすべての計画と政策の中心におき率先して行動を起こすよう求めています。

RWYCは活動方針とその実践をめぐっての原則および優先事項を以下9項目にまとめました。

### 1. 文化と文化遺産についての地域固有の概念に対する意識を高める

子供たち・若者達が文化や文化遺産に出逢うのは、往々にして彼らの居住地域においてです。文化や文化遺産との出逢いにより共有される体験とそこで感じたことは、自身が住む地域とコミュニティの独自性に気づかせてくれると同時に、個々の住民、コミュニティ、地域が固有の文化や文化遺産、価値観また住民の生き方を形作る上で大いに貢献しているという事実を目を向けるきっかけとなります。文化も文化遺産もその様相は様々で複合的な実体をもつため、的確に把握するためには状況に応じてツールと方法を選択し使い分ける必要があります。文化や文化遺産、共同体に対する地域固有の概念について住民自身による定義づけを促しより一層理解を深めてもらうことにより、その地域において実行可能かつ効果的な教育と育成のプログラムを作成することができます。

### 2. 文化と文化遺産の多様性を知る、尊重する

いずれの地域・共同体においても保存し保護すべき、また共有し大切にすべき固有の文化や文化遺産があります。これら個々の文化や文化遺産が我々の世界に豊かな多様性をもたらしてくれます。様々な文化や文化遺産のことを知り理解するために適切なアプローチの仕方や手法を見出し必要に応じて方法論を改善することは、個々の文化や歴史の固有性に対する尊重と評価につながるだけではありません。「多様性における統一」に思いを馳せ、世界各地の文化・文化遺産がその表現においてこれほど豊かな多様性を持っていることに対する畏敬の念へと私たちを導いてくれます。

### 3. 文化と文化遺産についての学びを通し責任感ある市民を育成する

文化や文化遺産についての学びを通じた教育が歴史的史実、過去や現在の偉業についての情報収集に終わるものであってはなりません。その最たる目標は、物質的・物理的・技術的な表象に捕われることなく、自身が住む地域や他の地域の文化や文化遺産について楽しく自身の感性の赴くまま評価できるよう子供や若者達を奨励することにあります。この目標は、個々の責任、価値観、理想をより堅固なものにしようという自覚から生まれました。文化と文化遺産についての教育が意識的・意図的・体系的なやり方で確立されいっそう充実したものとなる様、教育者は教育活動に献身的に従事することが求められます。地方や地域、国および国際的いずれのレベルにおいても一市民としての自覚を持ち、人道的見地と責任感を備え信頼を得るに足る市民になるために必要な知識や情報を得、理解力および洞察力を身につける上でこれは不可欠です。

### 4. その地方に固有の文化的コンテキストを把握する

文化や文化遺産を通じた学習プロセスとその実践においては、それを存立せしめる「コンテキスト」を知る、理解することが非常に重要です。というのも、コンテキストが内容を左右することが少なからずあるからです。故に効果的な教育プログラムとは、ある対象について考察する



Reconnecting with your culture

際、その文化的・歴史的コンテキストが持つ意味を知り、理解し、その価値を認めることができるような思考様式を生徒や若い世代の人々が身につけられるようなものでなくてはなりません。まず自分の家族、そこから一步広げて身近な環境や地域というコンテキスト、さらには自身の国、そして全人類の自然・文化・デジタル遺産、生態環境全体というコンテキストにおいてもそのような考察の姿勢が要求されます。文化も文化遺産も、その美しさや歴史性をもってそれと見做されるものではありません。それらと共存し、日々観察し、それらが文化もしくは文化遺産であるとの認識を抱いている生徒や人々がそれらのうちに見出す意味合い、そこに内包されているもの、それが認識という点においてはより根本的で重要性を持つのです。文化や文化遺産が認知・情操両面において生徒や若者に学習意欲を与えてくれるのはそのためです。

## 5. 文化をめぐる交流

文化や文化遺産をめぐる問題については、複数の分野の専門家の意見交換を前提としたアプローチが必要になります。文化と文化遺産またそれらが生まれたコンテキストについての的確な知識と理解を得るためには、様々な分野の専門家が対話を試み継続的なコミュニケーションを図る必要があるからです。良き教育プログラムにおいては、教育に関わる人々のこのような対話と連携が高く評価されます。というのも、通常は接点を持つことがない分野・教科の専門家同士が意見交換を図ることにより、より良き未来の実現と責任感ある市民に相応しい態度や能力の育成を可能にする様な変革がなされるからです。

## 6. 全体論的・包括的能力の開発

自身が住む地域の文化と文化遺産を通しての教育は、人生のいずれのプロセスにおいても有用な物事の全容を常に捉えつつ包括的に問題を処理する能力を育成する上で非常に役立ちます。その地に固有の文化と文化遺産に着目しこれらを通じた教育法・学習法を取り入れる学校は、生徒や一般の人々の育成、成就、自身による動機付け、創造性に大いに寄与します。このことにより、理解力が深まり、芸術的感性が育まれ、新たな価値観が備わり、物事の判断能力が高まり、平等と法的・社会的正義を希求するようになります。知性から悟性、感覚、心、魂、精神に至るまで、人間のあらゆる能力をそこに収斂させることによりそれが可能となります。このような変化は情操面にも影響を及ぼします。「排除」や「分離」に距離をおき「包摂」「一体感」によりいっそう親和性を抱くようになります。

## 7. 未来を担う世代の育成

RWYCの教育方針とプログラムに基づき実践される教育は、ここではより広義の意味合い、すなわち生徒たちが自己意識を高め、分別をもち、創意工夫をこらす能力を練磨し、高潔な精神性を備えることができるような判断能力や実施能力・気質を発展させる機会を作る、という意味合いをもちます。RWYCの教育はまた、刻々とその様相が変容し予測不可能な方向へと絶え間なく進化しているように思われるこの世界、今日新たに学んだこと、知ったことが、1日経てば最早時代遅れで意味をなさず陳腐だとみなされるであろうこの世界において、熱意をもって社会に積極的に参加する市民となることのできるよう生徒たちに準備をする機会を与えます。このような教育を受けた生徒たちは、新たな雇用の可能性、仕事や契約により生じる義務や責務、将来に向け必要と思われるキャリアパスを策定しそれを発展させることができるようになります。

## 8. 地域に根ざした文化政策の推進

RWYCが提示する教育方針と教育プログラムは、教育機関や事業団体が文化および文化遺産をめぐる状況の変化と課題を地域、国もしくは国際的な育成プログラムや政府の文化政策へと組み込





Reconnecting with your culture

むこともできるように構想されています。これは、公共機関と民間セクターが協力し制度の面でもより協ししやすい体制を整えようとする際に、また文化や文化遺産をめぐる様々な問題に対処できるように教師や教育者を養成したり再学習の機会を与える際に注意を払う必要があることを意味しています。文化と文化遺産をめぐるこの様な教育学的様相は、平和、寛容、市民的・社会的公正さ、そして恒常性を保証する上で大切な要件と言えます。

### 9. 他の文化・文化遺産との対話と交流

文化や文化遺産について学習することにより、生徒や若者達は自分たちの文化がもつ価値やその独自性、その実状をより具体的に意識するようになります。また、異なる文化や文化遺産の担い手である人々と交流する際に、対話がより実りあるものになるよう相手に合わせ既存の手段や手法に手を加えることができるようになります。自身の文化や文化遺産について意識的に学ぶ機会を作り知識を深めることによってのみ、「新植民地主義」「グローバリゼーション」「排除」に陥ることなく構築的に対話を重ね、他の文化や文化遺産の担い手である人々との架け橋を築くことが可能になります。RWYCが挙げる教育方針と教育プログラムは、より人間味に溢れ人道的な世界を創造する鍵として人々の参加や協力、共有、交流を位置付け、プロジェクトの発展を推進して参ります。

\*\*\* \*\*

本憲章は、2020年から2021年にかけて世界中の人々・機関・国の中で議論と協議を重ねた成果を形にしたものです。学生や教師、家族、学術機関、小中学校、コミュニティカレッジ、大学、美術館や博物館、様々な組織や団体、研究センター等、地域のコミュニティに根ざした諸機関の仕事と努力が統合されたもの、と言えます。

RECONNECTING WITH YOUR CULTUREは、身近な文化や文化遺産を意識的に学び知ることによってこそ、生徒や若い世代そして一般の人々が自分たちの文化同様他の文化や文化遺産を理解し価値を認めることができるようになるかと信じています。ここから正義・秩序・平等と全世界の国々そして市民の積極的な参加に基づく恒久的な世界実現のためのポリシーが生まれ、実践が始まるのです。

私たちは国連2030アジェンダが掲げる目標を推奨し、支持します。その実現のため、世界各地にあまねく存在する文化と文化遺産について教え、学ぶことの重要性を皆さんにお伝えしていきたいと考えています。

マーカム（カナダ）、東京（日本）

2021年7月31日

D.ポール・シェーファー（RWYC名誉会長）、オリンピア・ニリオ（RWYC会長）



Reconnecting with your culture

## 【参考文献（会合・宣言・憲章）】

- Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict with Regulations for the Execution of the Convention, signed in the Hague 1954 (hereinafter: 1954 UNESCO Convention)
- Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property 1970 (hereinafter: 1970 UNESCO Convention)
- Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage 1972 (hereinafter: 1972 UNESCO Convention)
- Mexico Declaration on Cultural Policies (1982)
- Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage 2001 (hereinafter: 2001 UNESCO Convention)
- Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage 2003 (hereinafter: 2003 UNESCO Convention)
- The Agenda 21 for Culture adopted in 2004
- Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions 2005 (hereinafter: 2005 UNESCO Convention)
- Convention on the Value of Cultural Heritage for Society, FARO Convention (2005)
- Fribourg Declaration on Cultural Rights (2007)
- The Hangzhou Declaration (2013)
- UN AGENDA 2030 (2015).
- People-Centered Approaches to Cultural Heritage, ICOMOS (2020)
- Charter European Cultural Heritage Skills Alliance (2020)
- Heritage and the Sustainable Development Goals: Policy Guidance for Heritage and Development Actors, ICOMOS (2021)